

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

旧				新			
章	節	条	項	章	節	条	項
本文				本文			
適用基準等				適用基準等			
1	3			1	3		
第3節 施工計画				第3節 施工計画			
1	3	1		1	3	1	
1. 施工計画の作成				1. 施工計画の作成			
1	1	1	0 1	1	1	1	0 1
本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものである。				本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものである。なお、安全施工に当たっては、コストとのバランスにも留意しつつ、新技術の活用を積極的に検討すること。			
1	3	1	1	1	3	1	1
(1) 施工計画は、施工条件等を十分に把握したうえで、工程、資機材、労務等の一般的事項のほか、工事の難易度を評価する項目（工事数量、地形地質、構造規模、適用工法、工期、工程、材料、用地等）を考慮し、工事の安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。また、施工計画は、設計図書及び事前調査結果に基づいて検討し、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。				(1) 施工計画は、施工条件等を十分に把握したうえで、工程、資機材、労務等の一般的事項のほか、工事の難易度を評価する項目（構造物条件、技術的特性、自然条件、社会的条件、マネジメント特性等）を考慮し、工事の安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。また、施工計画は、設計図書及び事前調査結果に基づいて検討し、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。			
1	3	1	4	1	3	1	4
(4) 作業員は、必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じる時は、施工計画、工程、施工体制、施工機械等について、対応策を検討すること。				(4) 作業員は、必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じる時は、施工計画、工程計画、施工体制、施工機械等について、対応策を検討すること。			
1	3	1	7	1	3	1	7
(7) 工程は、準備作業から工事終了まで全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、気象・海象条件等を十分考慮して作成すること。				(7) 工程は、工事の実施に必要な準備、後片付け期間まで全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、工事に従事する者の休日、天候その他やむを得ない理由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を十分考慮して作成すること。			
1	4			1	4		
第4節 工事現場管理				第4節 工事現場管理			
1	4	1		1	4	1	
1. 安全施工体制				1. 安全衛生管理体制			
安衛法10～19の2				安衛法10～19の2			
1	4	1	0 1	1	4	1	0 1
工事の施工にあたっては、工事関係者が一体となって安全施工の確保を図るために、現場の安全施工体制及び隣接地工事を含む工事関係機関との連絡体制を確立しておくこと。				工事の施工にあたっては、工事関係者が一体となって安全施工の確保を図るために、現場の安全衛生管理体制及び隣接地工事を含む工事関係機関との連絡体制を確立しておくこと。			
1	4	7		1	4	7	
7. 安全管理活動				7. 安全管理活動			
2				2			
第2章 安全措置一般				第2章 安全措置一般			
2	1			2	1		
第1節 作業環境への配慮				第1節 作業環境への配慮			
2	1	1		2	1	1	
1. 換気の悪い場所等での必要な措置				1. 換気の悪い場所等での必要な措置			
安衛法22				安衛法22			
2	1	1	3	2	1	1	3
(3) 粉じん飛散を防止する措置を講じること。特に、著しく粉じんを発生する場所では、保護具等を使用すること。				(3) 粉じん飛散を防止する措置を講じること。特に、著しく粉じんを発生する場所では、保護具等を使用すること。併せて、現場内の作業環境に配慮した工法の採用に努めること。			
安衛則582 粉じん則27				安衛則582 粉じん則27			
2	1	4		2	1	4	
4. 高温多湿な作業環境下での必要な措置				4. 高温多湿な作業環境下での必要な措置			
基発第0619001号				厚生労働省通達基発第0619001号 (H21.6.19)			
2	1	5		2	1	5	
5. 作業環境項目の測定				5. 作業環境項目の測定			
安衛法65				安衛法65			
2	1	5	0 5	2	1	5	0 5
④ 高温多湿で熱中症の発生の恐れがある作業環境下での、WBGT（暑さ指数値）の測定等。				④ 高温多湿で熱中症の発生の恐れがある作業環境下での、WBGT（暑さ指数値）の測定等。			
基発第0619001号				厚生労働省通達基発第0619001号 (H21.6.19)			
2	2			2	2		
第2節 工事現場周辺の危害防止				第2節 工事現場周辺の危害防止			
2	2	1		2	2	1	
1. 工事区域の立入防止施設				1. 工事区域の立入防止施設			

2	2	1	1	(1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等 防護工 を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。		2	2	1	1	(1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の 立入防止施設 を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。	
2	2	4		4. 工事現場出入口付近での交通事故防止		2	2	4		4. 工事現場出入口付近での交通事故防止	
2	2	4	4	(4) 出入口には、必要に応じて交通誘導員を配置すること。		2	2	4	4	(4) 出入口には、必要に応じて交通誘導 警備員 を配置すること。	
2	2	5		5. 地域住民との融和		2	2	5		5. 地域住民との融和	
2	2	5	1	(1) 工事着手前に地区自治会等を通じ、周辺住民等に工事概要を周知し協力要請に努めること。		2	2	5	1	(1) 工事着手前に地区自治会等を通じ、周辺住民等に 工事目的 、工事概要を周知し協力要請に努めること。	
2	5			第5節 墜落防止の措置		2	5			第5節 墜落防止の措置	
2	5	1		1. 足場通路等からの墜落防止措置	安衛法21	2	5	1		1. 足場通路等からの墜落防止措置	安衛法21
2	5	1	2	(2) 作業床、囲い等の設置が著しく困難なとき、又は作業の必要上から臨時に囲い等を取りはずすときは、 防護網 を張り、作業員に 安全帯 を使用させる等の措置を講じること。	安衛則518, 519	2	5	1	2	(2) 作業床、囲い等の設置が著しく困難なとき、又は作業の必要上から臨時に囲い等を取りはずすときは、 防網 を張り、作業員に 要求性能墜落制止用器具 を使用させる等の措置を講じること。	安衛則518, 519
						2	5	1	3	(3) 高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所では、フルハーネス型の 墜落制止用器具 を用いて行う作業は、特別教育を受けたものが行うこと。	安衛則36
2	5	1	3	(3) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、 安全帯 が容易に使用出来るよう親綱等の設備を設けること。	安衛則519, 521	2	5	1	4	(4) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、 要求性能墜落制止用器具 が容易に使用出来るよう親綱等の設備を設けること。	安衛則519, 521
2	5	2		2. 作業床端、開口部からの墜落防止措置		2	5	2		2. 作業床端、開口部からの墜落防止措置	
2	5	2	2	(2) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、安全確保のため 防護網 を張り、 安全帯 を使用させる等の措置を講じること。	安衛則563	2	5	2	2	(2) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、安全確保のため 防網 を張り、 要求性能墜落制止用器具 を使用させる等の措置を講じること。	安衛則518, 563
2	5	3		3. 掘削作業における墜落防止措置	安衛法21	2	5	3		3. 掘削作業における墜落防止措置	安衛法21
2	5	3	1	(1) 墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し、 安全帯 を使用させること。その際、親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること。	安衛則518, 519	2	5	3	1	(1) 墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し、 要求性能墜落制止用器具 を使用させること。その際、親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること。	安衛則518, 519
2	5	3	2	(2) 斜面を昇降する必要がある場合には、安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは親綱を設置し 安全帯 を使用させること。この場合、親綱の固定部は、ゆるみ等が生じないように十分安全性について確認すること。のり肩を通路とする際には、転落防止柵等を設けること。		2	5	3	2	(2) 斜面を昇降する必要がある場合には、安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは親綱を設置し 要求性能墜落制止用器具 を使用させること。この場合、親綱の固定部は、ゆるみ等が生じないように十分安全性について確認すること。のり肩を通路とする際には、転落防止柵等を設けること。	
2	5	4		4. ロープ高所作業における墜落防止措置		2	5	4		4. ロープ高所作業における墜落防止措置	
2	5	4	1	(1) 身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、 安全帯 を取り付けるための「ライフライン」を設けること。	安衛則539の2	2	5	4	1	(1) 身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、 要求性能墜落制止用器具 を取り付けるための「ライフライン」を設けること。	安衛則539の2
2	5	4	3	(3) メインロープ・ライフライン・身体保持器具については、次の措置をとること。	安衛則539の2	2	5	4	3	(3) メインロープ・ライフライン・身体保持器具については、次の措置をとること。	安衛則539の3
2	5	4	6	(6) 作業に従事する労働者に 安全帯 を使用させること。使用する 安全帯 はライフラインに取り付けること。また関係労働者に保護帽を着用させること。	安衛則539の7 安衛則539の8	2	5	4	6	(6) 作業に従事する労働者に 要求性能墜落制止用器具 を使用させること。使用する 要求性能墜落制止用器具 はライフラインに取り付けること。また関係労働者に保護帽を着用させること。	安衛則539の7 安衛則539の8
2	5	4	7	(7) その日の作業を開始する前に、メインロープ等、 安全帯 及び保護帽の状態について点検し、異常がある場合は、直ちに、補修し、または取り替えること。	安衛則539の9	2	5	4	7	(7) その日の作業を開始する前に、メインロープ等、 要求性能墜落制止用器具 及び保護帽の状態について点検し、異常がある場合は、直ちに、補修し、または取り替えること。	安衛則539の9
2	5	5		5. 作業員に対する措置	安衛法60の2	2	5	5		5. 作業員に対する措置	安衛法60の2

2	5	5	3	(3) 安全帯等保護具の保管管理について指導すること。		2	5	5	3	(3) 要求性能墜落制止用器具等保護具の保管管理について指導すること。	
2	5	5	5	(5) 高所の作業においては未熟練者、高齢者の配置は避けること。	安衛法62	2	5	5	5		
2	7			第7節 異常気象時の対策		2	7			第7節 異常気象時の対策	
2	7	1		1. 緊急連絡体制の確立		2	7	1		1. 緊急連絡体制の確立	
2	7	2		2. 気象情報の収集と対応		2	7	2		2. 気象情報の収集と対応	
2	7	2	1	(1) 事務所にテレビ、ラジオ等を常備し、常に気象情報の入手に努めること。	安衛則522	2	7	2	1	(1) 事務所にテレビ、ラジオ、インターネット等を常備し、常に気象情報の入手に努めること。	安衛則522
2	8			第8節 火災予防		2	8			第8節 火災予防	
2	8	3		3. 危険物の管理	安衛法20 安衛則257 消防法13	2	8	3		3. 危険物の管理	安衛法20 安衛則257 消防法13
2	8	3	1	(1) 危険物を指定数量以上貯蔵又は取扱う場合には、危険物保安監督者を選任すること。なお、少量危険物に規定される数量を貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱責任者を選任すること。	消防法9の4、 市町村条例	2	8	3	1	(1) 危険物を指定数量以上貯蔵又は取扱う場合には、危険物保安監督者を選任すること。なお、少量危険物に規定される数量を貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱責任者を選任すること。	消防法9の4、 消防法に基づく市町村条例
2	8	3	7	(7) 危険物の貯蔵所を設置する場合は、市町村長又は都道府県知事の許可及び所轄消防署への申請、検査を受けること。	消防法11、 危規令6	2	8	3	7	(7) 危険物の貯蔵所を設置・変更する場合は、市町村長又は都道府県知事の許可及び所轄消防署への申請、検査を受けること。	消防法11、 危規令6、7
3				第3章 地下埋設物・架空線等上空施設一般		3				第3章 地下埋設物・架空線等上空施設一般	
3	1			第1節 地下埋設物一般		3	1			第1節 地下埋設物一般	
3	1	2		2. 事前確認		3	1	2		2. 事前確認	
3	1	2	1	(1) 埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳に基づいて試掘を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。	公災防（土）36	3	1	2	1	(1) 埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳と照らし合わせて位置（平面・深さ）を確認した上で細心の注意のもとで試掘を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。	公災防（土）42
3	1	2	2	(2) 掘削影響範囲に埋設物があることが分かった場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定すること。	公災防（土）35	3	1	2	2	(2) 掘削影響範囲に埋設物があることが分かった場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定すること。	公災防（土）44
						3	1	2	2	また、埋設物の位置（平面・深さ）、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した表示板を取り付ける等、工事関係者に確実に伝達すること。	
3	1	2	3	(3) 試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置等を道路管理者及び埋設物の管理者に報告すること。	公災防（土）36	3	1	2	3	(3) 試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置（平面・深さ）や周辺地質の状況等の情報を道路管理者及び埋設物の管理者に報告すること。	公災防（土）42
3	1	2	4	(4) 工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に処置すること。	公災防（土）36	3	1	2	4	(4) 工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立会を求め埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に措置すること。	公災防（土）42
3	2			第2節 架空線等上空施設一般		3	2			第2節 架空線等上空施設一般	
3	2	2		2. 施工計画		3	2	2		2. 施工計画	
3	2	2	0	架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めること。		3	2	2	0	架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めること。	
4				第4章 機械・装置・設備一般		4				第4章 機械・装置・設備一般	
4	2			第2節 建設機械の運用		4	2			第2節 建設機械の運用	
4	2	2		2. 使用取扱環境		4	2	2		2. 使用取扱環境	

4	2	2	4	1	(4) 接触のおそれのある高圧線には、必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない高圧線の直下付近で作業又は移動を行う場合は、誘導員を配置すること。ブーム等は少なくとも電路から次表の離隔距離をとること。	安衛法20, 24 安衛則349	4	2	2	4	1	(4) 接触のおそれのある高圧線には、必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない高圧線の直下付近で作業又は移動を行う場合は、誘導員を配置すること。ブーム等は少なくとも電路から次表の離隔距離をとること。	安衛法20, 24 安衛則349																
4	2	2	4	2	電圧と離隔距離 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路の電圧（交流）</th><th>離隔距離</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別高圧 (7,000V以上)</td><td>2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し</td></tr> <tr> <td>高圧 (600～7,000V)</td><td>1.2m以上</td></tr> <tr> <td>低圧 (600V以下)</td><td>1.0m以上</td></tr> </tbody> </table>	電路の電圧（交流）	離隔距離	特別高圧 (7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し	高圧 (600～7,000V)	1.2m以上	低圧 (600V以下)	1.0m以上	労働省通達基発759号 (S50.12.17)	4	2	2	4	2	電圧と離隔距離 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路の電圧（交流）</th><th>離隔距離</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別高圧 (7,000V以上)</td><td>2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し</td></tr> <tr> <td>高圧 (600～7,000V)</td><td>1.2m以上</td></tr> <tr> <td>低圧 (600V以下)</td><td>1.0m以上</td></tr> </tbody> </table>	電路の電圧（交流）	離隔距離	特別高圧 (7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し	高圧 (600～7,000V)	1.2m以上	低圧 (600V以下)	1.0m以上	労働省通達基発第759号 (S50.12.17)
電路の電圧（交流）	離隔距離																												
特別高圧 (7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し																												
高圧 (600～7,000V)	1.2m以上																												
低圧 (600V以下)	1.0m以上																												
電路の電圧（交流）	離隔距離																												
特別高圧 (7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し																												
高圧 (600～7,000V)	1.2m以上																												
低圧 (600V以下)	1.0m以上																												
4	5				第5節 移動式クレーン作業		4	5				第5節 移動式クレーン作業																	
4	5	1			1. 作業計画・移動式クレーンの選定	クレーン則66の2	4	5	1			1. 作業計画・移動式クレーンの選定	クレーン則66の2																
4	5	7			7. 玉掛作業		4	5	7			7. 玉掛作業																	
4	5	7	7		(7) 荷の巻き掛けつりの方法として半掛け4本吊り、フックに対する半掛けは、ワイヤロープが滑って危険なため禁止すること。		4	5	7	7		(7) 荷の巻き掛けつりの方法として2本4点半掛けつりは、つり荷の安定が悪いため、玉掛け用ワイヤがずれないような適切な措置を講ずること。																	
5	2				第5章 仮設工事		5	2				第5章 仮設工事																	
5	2				第2節 土留・支保工		5	2				第2節 土留・支保工																	
5	2	1			1. 一般事項		5	2	1			1. 一般事項																	
5	2	1	2		(2) 切土面に、その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削する深さが1.5mを越える場合には、原則として土留工を施すこと。	公災防（土）41	5	2	1	2		(2) 切土面に、その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削すること。	安衛則356, 357																
5	2	2			2. 施工時の安全管理		5	2	2			2. 施工時の安全管理																	
5	2	2	3		(3) 道路において、杭、鋼矢板等を打込むため、これに先行して布掘り又はつぼ掘りを行う場合、その作業範囲又は深さは、杭、鋼矢板等の打込む作業の範囲にとどめ、打設後は速やかに埋戻し、念入りに締固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げておくこと。	公災防（土）41	5	2	2	3		(3) 道路において、杭、鋼矢板等を打込むため、これに先行して布掘り又はつぼ掘りを行う場合、その作業範囲又は深さは、杭、鋼矢板等の打込む作業の範囲にとどめ、打設後は速やかに埋戻し、念入りに締固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げておくこと。	公災防（土）50																
5	2	7			7. 材料の上げ下ろし	安衛則372	5	2	7			7. 材料の上げ下ろし	安衛則372																
5	2	8			8. 異常気象時の点検	安衛則373	5	2	8			8. 異常気象時の点検	安衛則373																
5	2	8	0	2	① 中震以上の地震が発生したとき。		5	2	8	0	2	① 震度4以上の地震が発生したとき																	
5	2	10			10. 土砂及び器材等の置き方		5	2	10			10. 土砂及び器材等の置き方																	
5	2	10	0	1	土留め支保工の肩の部分に掘り出した土砂又は器材等を置く場合には、落下しないように注意すること。		5	2	10	0	1	土留め支保工の肩の部分に掘り出した土砂又は器材等を置く場合には、落下しないように措置を講ずること。																	
5	3				第3節 仮締切工		5	3				第3節 仮締切工																	
5	3	1			1. 一般事項		5	3	1			1. 一般事項																	
5	3	1	6		(6) 工事施工中、仮締切工本体又は周辺地盤等に変状が発生した場合は、作業員を避難させ、安全を確認したうえで、補強等の安全対策を講じた後でなければ、仮締切工内の作業を行わないこと。		5	3	1	6		(6) 工事施工中、仮締切工本体又は周辺地盤等に変状が発生又は危惧される場合は、作業員を避難させ、安全を確認したうえで、補強等の安全対策を講じた後でなければ、仮締切工内の作業を行わないこと。																	
5	4				第4節 足場等		5	4				第4節 足場等																	
5	4	2			2. 計画・組立・解体の留意事項		5	4	2			2. 計画・組立・解体の留意事項																	
5	4	2	1		(1) 足場等を設置する場合は、風、雪荷重、上載するものの荷重など常時作用することのない荷重も考慮し計画すること		5	4	2	1		(1) 足場等を設置する場合は、風、雪荷重、上載するものの荷重など常時作用することのない荷重も考慮し計画すること。																	
5	4	3			3. 組立設置作業		5	4	3			3. 組立設置作業																	
5	4	3	3		(3) 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には幅40cm以上の足場板を設け、作業員に安全帯を使用させること。	安衛則564	5	4	3	3		(3) 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には幅40cm以上の足場板を設け、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させること。	安衛則564																

5	5			第5節 通路・昇降設備・棧橋等		5	5			第5節 通路・昇降設備・棧橋等	
5	5	5		5. 棧橋・登り棧橋の組立・解体・撤去		5	5	5		5. 棧橋・登り棧橋の組立・解体・撤去	
5	5	5	1	(1) 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には幅20cm以上の足場板を設け、作業員に安全帯を使用させること。	安衛則564	5	5	5	1	(1) 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には幅40cm以上の作業床を設け、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させること。	安衛則564
5	6			第6節 作業床・作業構台		5	6			第6節 作業床・作業構台	
5	6	3		3. 柵・仮囲い		5	6	3		3. 柵・仮囲い	
5	6	3	1	(1) 第三者立入禁止の場所、当該現場の周囲、危険箇所及び土砂・油・粉じん等の飛散防止箇所には、柵・仮囲いを設置すること。また、必要に応じて移動柵を設置すること。	公災防(土)10	5	6	3	1	(1) 第三者立入禁止の場所、当該現場の周囲、危険箇所及び土砂・油・粉じん等の飛散防止箇所には、柵・仮囲いを設置すること。また、必要に応じて移動柵を設置すること。	公災防(土)15
5	6	3	3	(3) 柵高は1.2m以上とし、支柱は簡単に移動したり破損しないものとする。	公災防(土)11						
5	6	3	4	(4) 移動柵高は0.8m~1.0m以下、長さは1.0m~1.5m以下とすること。	公災防(土)11						
5	6	3	5	(5) 仮囲い高さは1.8m以上で支柱・水平材・控材を取付けること。	公災防(土)99	5	6	3	3	(3) 仮囲い高さは1.8m以上で支柱・水平材・控材を取付けること。	公災防(土)29
5	6	3	6	(6) 突出・端部を防護するとともに、仮囲いを設けることにより交通の支障が生じる等の恐れがあるときは、金網など透視できるものとする。	公災防(土)99	5	6	3	4	(4) 突出・端部を防護するとともに、仮囲いを設けることにより交通の支障が生じる等の恐れがあるときは、金網など透視できるものとする。	公災防(土)29
5	6	5		5. 作業構台の組立		5	6	5		5. 作業構台の組立	
5	6	5	5	(5) 組立て、解体時には、次の事項を作業に従事する作業員に周知すること。	安衛則575の7	5	6	5	5	(5) 組立て、解体時には、次の事項を作業に従事する作業員に周知すること。	安衛則575の7
5	6	5	5	(2) 仮吊、仮受、仮締、仮つなぎ、控え、補強、筋かい、ト		5	6	5	5	(2) 仮吊、仮受、仮締、仮つなぎ、控え、補強、筋かい、トラワイ	
5	6	5	5	(3) ラワイヤ等による倒壊防止		5	6	5	5	(3) ラワイヤ等による倒壊防止	
5	6	5	5	(4) 適正な運搬・仮置		5	6	5	5	(4) 適正な運搬・仮置	
6				第6章 運搬工		6				第6章 運搬工	
6	1			第1節 一般事項		6	1			第1節 一般事項	
6	1	1		1. 工事内容の把握		6	1	1		1. 工事内容の把握	
6	1	1	0	第5章1節1.2.に準ずること。		6	1	1	0	第5章1節1.及び2.に準ずること。	
6	1	2		2. 事前調査における共通事項		6	1	2		2. 事前調査における共通事項	
6	1	2	0	第1章2節、第5章1節3.4.に準ずること。		6	1	2	0	第1章2節、第5章1節3.及び4.に準ずること。	
6	2			第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラ等		6	2			第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラ等	
6	2	1		1. 運搬路、設備		6	2	1		1. 運搬路、設備	
6	2	1	4	(4) 夜間作業では、高さ1m程度のもので夜間150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置するとともに、必要に応じて道路照明を施すこと。	公災防(土)18	6	2	1	4	(4) 夜間作業では、高さ1m程度のもので夜間150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置すること。	公災防(土)24
6	2	3		3. 点検		6	2	3		3. 点検	
6	2	3	1	(1) 第4章1節2.3.、第4章2節7.に準ずること。		6	2	3	1	(1) 第4章1節2.及び3.、第4章2節7.に準ずること。	
6	3	3		3. 点検		6	3	3		3. 点検	
6	3	3	1	(1) 第4章1節2.3.、第4章2節7.、第6章2節3.に準ずること。		6	3	3	1	(1) 第4章1節2.及び3.、第4章2節7.、第6章2節3.に準ずること。	
6	4	4	1	(1) 第4章1節2.3.、第4章2節7.、第6章2節3.に準ずること。		6	4	4	1	(1) 第4章1節2.及び3.、第4章2節7.、第6章2節3.に準ずること。	
6	5	3	1	(1) 第4章1節2.3.、第4章2節7.に準ずること。		6	5	3	1	(1) 第4章1節2.及び3.、第4章2節7.に準ずること。	
6	6			第6節 索道及びケーブルクレーン		6	6			第6節 索道及びケーブルクレーン	
6	6	3		3. 点検		6	6	3		3. 点検	
6	6	3	1	(1) 第4章1節2.3.、第4章2節7.に準ずること。		6	6	3	1	(1) 第4章1節2.及び3.、第4章2節7.に準ずること。	
6	6	3	5	(5) 瞬間風速が30m/sを超える暴風の後又は中震以上の地震が起こった後に作業をする場合には、あらかじめクレーンの各部分の異常の有無を点検し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。	クレーン則37,38	6	6	3	5	(5) 瞬間風速が30m/sを超える暴風の後又は震度4以上の地震が起こった後に作業をする場合には、あらかじめクレーンの各部分の異常の有無を点検し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。	クレーン則37,38
6	7			第7節 インクライン		6	7			第7節 インクライン	

6	7	1	1. 運搬作業		6	7	1	1. 運搬作業					
6	7	1	2	(2) インクラインの運行する付近は立入り禁止とすることとし、柵、標示等必要な措置を講じること。		6	7	1	2	(2) インクラインの運行する付近は立入り禁止とすることとし、柵、標示等必要な措置を講じること。			
6	7	2	2. 点検		6	7	2	2. 点検					
6	7	2	1	(1) 第4章1節2.3.、第4章2節7.に準ずること。		6	7	2	1	(1) 第4章1節2.及び3.、第4章2節7.に準ずること。			
7	1		第7章 土工工事		7	1		第7章 土工工事					
7	1		第1節 一般事項		7	1		第1節 一般事項					
7	1	1	1. 工事内容の把握		7	1	1	1. 工事内容の把握					
7	1	1	0	1	第5章1節1.2.に準ずること。	7	1	1	0	1	第5章1節1.及び2.に準ずること。		
7	2		第2節 人力掘削		7	2		第2節 人力掘削					
7	2	1	1. 作業主任者の選任	安衛則359	7	2	1	1. 作業主任者の選任	安衛則359, 360				
7	3		第3節 機械掘削		7	3		第3節 機械掘削					
7	3	1	1. 作業主任者の選任	安衛則359	7	3	1	1. 作業主任者の選任	安衛則359, 360				
7	3	7	7. さく岩機使用での作業		7	3	7	7. さく岩機使用での作業					
7	3	7	3	(3) 斜面で作業するときは、機械を落とさないように必要に応じて、ロープを付けておくこと。また、さく岩機オペレータは、安全帯を使用すること。		7	3	7	3	(3) 斜面で作業するときは、機械を落とさないように必要に応じて、ロープを付けておくこと。また、さく岩機オペレータは、要求性能堅落制止用器具を使用すること。			
7	5		第5節 発破掘削		7	5		第5節 発破掘削					
7	5	3	3. 火薬庫での貯蔵		7	5	3	3. 火薬庫での貯蔵					
7	5	3	1	(1) 法に定める量以上の火薬類を貯蔵する場合は、貯蔵量に応じた構造の火薬庫を知事の許可を受けて設置すること。	火取法11, 12 火取則13, 20, 21	7	5	3	1	(1) 法に定める量以上の火薬類を貯蔵する場合は、貯蔵量に応じた構造の火薬庫を知事（指定都市の区域内では当該指定都市を管轄する指定都市の長）の許可を受けて設置すること。	火取法11, 12 火取則13, 20, 21		
7	5	3	2	(2) 規定量以下の貯蔵量の火薬類は、「火薬庫外の貯蔵庫の施設の規定」により、知事の認可を受け安全な場所に貯蔵すること。	火取則15, 16, 23~32	7	5	3	2	(2) 規定量以下の貯蔵量の火薬類は、「火薬庫外の貯蔵庫の施設の規定」により、知事（指定都市の区域内では当該指定都市を管轄する指定都市の長）の認可を受け安全な場所に貯蔵すること。	火取則15, 16, 23~32		
8			第8章 基礎工事		8			第8章 基礎工事					
8	1		第1節 一般事項		8	1		第1節 一般事項					
8	1	1	1. 工事内容の把握		8	1	1	1. 工事内容の把握					
8	1	1	0	1	第5章1節1.2.に準ずること。	8	1	1	0	1	第5章1節1.及び2.に準ずること。		
8	1	7	7. 機械運転に関する留意事項		8	1	7	7. 機械運転に関する留意事項					
8	1	7	5	1	(5) 防護措置を施さない場合で、高圧線等の付近で作業、又は移動を行うときは、必ず監視員をおき、各関係者の立会を求めること。また、タワー等は電線から十分な離隔をとること。	安衛法61 安衛法29の2 安衛則349 安衛則634の2	8	1	7	5	1	(5) 防護措置を施さない場合で、高圧線等の付近で作業、又は移動を行うときは、必ず監視員をおき、各関係者の立会を求めること。また、タワー等は電線から十分な離隔をとること。	安衛法61 安衛法29の2 安衛則349 安衛則634の2
8	1	7	5	2	電圧と離隔距離	労働省通達基発759号 (S50.12.17)	8	1	7	5	2	電圧と離隔距離	労働省通達基発759号 (S50.12.17)
				電路の電圧（交流）	離隔距離					電路の電圧（交流）	離隔距離		
				特別高圧 (7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し					特別高圧 (7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し		
				高圧（600～,000V）	1.2m以上					高圧（600～,000V）	1.2m以上		
				低圧（600V以下）	1.0m以上					低圧（600V以下）	1.0m以上		
8	2		第2節 既成杭基礎工		8	2		第2節 既成杭基礎工					
8	2	3	3. 杭等の搬入		8	2	3	3. 杭等の搬入					
8	2	3	1	(1) 第6章1節3.5.6.、第6章2節2.に準ずること。		8	2	3	1	(1) 第6章1節3.、5.及び6.、第6章2節2.に準ずること。			
8	2	6	6. 玉掛作業		8	2	6	6. 玉掛作業					
8	2	6	1	(1) 第4章5節7.8.に準ずること。		8	2	6	1	(1) 第4章5節7.及び8.に準ずること。			

8	2	7		7. 杭打ち作業における留意事項		8	2	7		7. 杭打ち作業における留意事項	
8	2	7	3	(3) リーダーに登る場合には、親綱を設置し、ロリップによる安全帯を使用すること。		8	2	7	3	(3) リーダーに登る場合には、親綱を設置し、ロリップによる要求性能墜落制止用器具を使用すること。	
9				第9章 コンクリート工事		9				第9章 コンクリート工事	
9	1			第1節 一般事項		9	1			第1節 一般事項	
9	1	1		1. 工事内容の把握		9	1	1		1. 工事内容の把握	
9	1	1	0	1 第5章1節1.2.に準ずること。		9	1	1	0	1 第5章1節1.及び2.に準ずること。	
9	2			第2節 節鉄筋工		9	2			第2節 節鉄筋工	
9	2	4		4. 作業床の設置	安衛則518	9	2	4		4. 作業床の設置	安衛則518
9	2	4	0	1 高所で組立作業を行うときは、安全な作業床を設けること。作業床を設けることが困難なときは、必ず安全帯を使用するか防護網を設けること。		9	2	4	0	1 高所で組立作業を行うときは、安全な作業床を設けること。作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じること。	
										高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業は、特別教育を受けたものを行うこと。	安衛則36
9	4			第4節 コンクリート工		9	4			第4節 コンクリート工	
9	4	2		2. コンクリート打設設備		9	4	2		2. コンクリート打設設備	
						9	4	2	11	(11) 輸送管とホースを切り離す時は、バルブ、コックなどを開放し内部の圧力を減少させる。	安衛則171の2
						9	4	2	12	(12) 洗浄ボールを用いて輸送管等の内部を洗浄する作業を行うときは、洗浄ボールの飛出しによる労働者の危険を防止するための器具を当該輸送管等の先端部に取り付けること。	安衛則171の2
9	4	3		3. コンクリート打設作業		9	4	3		3. コンクリート打設作業	
9	4	3	4	(4) 高所作業で墜落の危険のおそれのある場合は、安全帯の使用、手摺の設置、防護網の設置等、墜落及び落下防止の措置を講じること。	安衛則518,519	9	4	3	4	(4) 高所作業で墜落の危険のおそれのある場合は、要求性能墜落制止用器具の使用、手摺の設置、防網の設置等、墜落及び落下防止の措置を講じること。	安衛則518,519
10				第10章 圧気工事		10				第10章 圧気工事	
10	1			第1節 一般事項		10	1			第1節 一般事項	
10	1	1		1. 工事内容の把握		10	1	1		1. 工事内容の把握	
10	1	1	0	1 第5章1節1.2.に準ずること。		10	1	1	0	1 第5章1節1.及び2.に準ずること。	
11				第11章 鉄道付近の工事		11				第11章 鉄道付近の工事	
11	1			第1節 一般事項		11	1			第1節 一般事項	
11	1	2		2. 工事内容の把握		11	1	2		2. 工事内容の把握	
11	1	2	0	1 第5章1節1.2.に準ずること。		11	1	2	0	1 第5章1節1.及び2.に準ずること。	
11	2			第2節 鉄道事業者との協議		11	2			第2節 鉄道事業者との協議	
11	2	1		1. 事前協議	公災防(土)28	11	2	1		1. 事前協議	公災防(土)40
11	2	2		2. 変更時の再協議	公災防(土)30	11	2	2		2. 変更時の再協議	
11	4			第4節 各種作業		11	4			第4節 各種作業	
11	4	1		1. 仮設工等		11	4	1		1. 仮設工等	
11	4	1	1	(1) 線路に近接して現場事務所、休憩所、材料倉庫等の仮設置を行う場合は堅固で安全なものとし、建築限界を侵さないこと。特に暴風雨、天災のおそれのある場合には厳重に点検し、不良箇所等は改修又は補強をすること。また、仮置等にあたっては、シート等が飛散しないよう留意すること。	安衛法31 公災防(土)101	11	4	1	1	(1) 線路に近接して現場事務所、休憩所、材料倉庫等の仮設置を行う場合は堅固で安全なものとし、建築限界を侵さないこと。特に暴風雨、天災のおそれのある場合には厳重に点検し、不良箇所等は改修又は補強をすること。また、仮置等にあたっては、シート等が飛散しないよう留意すること。	安衛法31
11	4	1	6	(6) 線路、道路等に物が落下するおそれがある場合は、落下防護網等を設け、落下物による事故防止を図ること。	安衛則537 公災防(土)101	11	4	1	6	(6) 線路、道路等に物が落下するおそれがある場合は、防網等を設け、落下物による事故防止を図ること。	安衛則537 公災防(土)30
11	4	3		3. 掘削		11	4	3		3. 掘削	

11	4	3	1	(1) 掘削作業に先立ち地下埋設物の有無について鉄道事業者と打合わせ、地下埋設物は、試掘等により確認を行うこと。また地下埋設物の付近は人力により慎重に作業を行うこと。	安衛則355, 363 公災防(土) 36	11	4	3	1	(1) 掘削作業に先立ち地下埋設物の有無について鉄道事業者と打合わせ、地下埋設物は、試掘等により確認を行うこと。また地下埋設物の付近は人力により慎重に作業を行うこと。	安衛則355, 363 公災防(土) 42
11	4	3	2	(2) 掘削箇所に接近して鉄道施設物等がある場合は、十分な防護措置を施すこと。	安衛則362 公災防(土) 39	11	4	3	2	(2) 掘削箇所に接近して鉄道施設物等がある場合は、十分な防護措置を施すこと。	安衛則362 公災防(土) 45
12				第12章 土石流の到達するおそれのある現場での工事		12				第12章 土石流の到達するおそれのある現場での工事	
12	1			第1節 一般事項		12	1			第1節 一般事項	
12	1	2	1	(1) 第5章1節1.2.に準ずること。		12	1	2	1	(1) 第5章1節1.及び2.に準ずること。	
12	1	4		4. 事前調査における留意事項	安衛則575の9調査及び記録	12	1	4		4. 事前調査における留意事項	安衛則575の9
12	1	6		6. 施工計画における留意事項		12	1	6		6. 施工計画における留意事項	
12	1	6	1	(1) 事前調査事項に基づき、土石流発生の可能性について検討すること。その結果に基づき上流の監視方法、情報伝達方法、避難路、避難場所を定めておくこと。	安衛則575の10土石流による労働災害防止に関する規定	12	1	6	1	(1) 事前調査事項に基づき、土石流発生の可能性について検討すること。その結果に基づき上流の監視方法、情報伝達方法、避難路、避難場所を定めておくこと。	安衛則575の10
12	1	7		7. 現場管理		12	1	7		7. 現場管理	
12	1	7	1	(1) 土石流が発生した場合にすみやかにこれを知らせるための警報設備を設け、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。	安衛則575の14警報用の設備	12	1	7	1	(1) 土石流が発生した場合にすみやかにこれを知らせるための警報用の設備を設け、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。	安衛則575の14
12	1	7	2	(2) 避難方法を検討のうえ、避難場所・避難経路等の確保を図るとともに、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。避難経路に支障がある場合には登り桟橋、はしご等の施設を設けること。	安衛則575の15避難用の設備	12	1	7	2	(2) 避難方法を検討のうえ、避難場所・避難経路等の確保を図るとともに、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。避難経路に支障がある場合には登り桟橋、はしご等の施設を設けること。	安衛則575の15
12	1	7	3	(3) 「土石流の到達するおそれのある工事現場」での工事であること並びに警報設備、避難経路等について、その設置場所、目的、使用方法を工事関係者に周知すること。	安衛則575の14, 15警報設備、避難設備(周知)	12	1	7	3	(3) 「土石流の到達するおそれのある工事現場」での工事であること並びに警報設備、避難経路等について、その設置場所、目的、使用方法を工事関係者に周知すること。	安衛則575の14, 15
12	1	7	4	(4) 現場の時間雨量を把握するとともに、必要な情報の収集体制・その伝達方法を確立しておくこと。なお、積雪期においては、積雪状況、気温等も合わせて把握すること。	安衛則575の11把握及び記録	12	1	7	4	(4) 現場の時間雨量を把握するとともに、必要な情報の収集体制・その伝達方法を確立しておくこと。なお、積雪期においては、積雪状況、気温等も合わせて把握すること。	安衛則575の11
12	1	7	5	(5) 警戒の基準雨量に達した場合は、必要に応じて、上流の監視を行い、工事現場に土石流が到達する前に避難できるよう、連絡及び避難体制を確認し工事関係者へ周知すること。	安衛則575の12降雨時の措置 安衛則575の13退避	12	1	7	5	(5) 警戒の基準雨量に達した場合は、必要に応じて、上流の監視を行い、工事現場に土石流が到達する前に避難できるよう、連絡及び避難体制を確認し工事関係者へ周知すること。	安衛則575の12 安衛則575の13
12	1	7	10	(10) 工事現場に係る情報(降雨量、写真、流水の濁りや流量の状況)を時系列に整理・保存しておくこと。	安衛則575の9調査及び記録	12	1	7	10	(10) 工事現場に係る情報(降雨量、写真、流水の濁りや流量の状況)を時系列に整理・保存しておくこと。	安衛則575の9
12	1	7	11	(11) 土石流に関する教育や講習会、避難訓練等を実施すること。なお、避難訓練は工事開始後遅滞なく1回、その後6ヶ月以内ごとに1回行い、その結果を記録したものを3年間保存すること。	安衛則575の16避難の訓練	12	1	7	11	(11) 土石流に関する教育や講習会、避難訓練等を実施すること。なお、避難訓練は工事開始後遅滞なく1回、その後6ヶ月以内ごとに1回行い、その結果を記録したものを3年間保存すること。	安衛則575の16
13	1			第13章 道路工事		13	1			第13章 道路工事	
13	1			第1節 一般事項		13	1			第1節 一般事項	
13	1	2		2. 工事内容の把握		13	1	2		2. 工事内容の把握	
13	1	2	0	1 第5章1節1.2.に準ずること。		13	1	2	0	1 第5章1節1.及び2.に準ずること。	
13	1	5		5. 施工計画		13	1	5		5. 施工計画	
13	1	5	0	1 第1章3節、第6章1節4.5.に準ずること。		13	1	5	0	1 第1章3節、第6章1節4.及び5.に準ずること。	
13	1	6		6. 道路工事における現場管理		13	1	6		6. 道路工事における現場管理	
13	1	6	2	(2) 道路工事は一般の交通流と対面して工事が行われることが多いので、その際の作業箇所には必ず交通誘導員、保安要員を配置し、現場内の安全を図るとともに、車両の誘導並びに事故防止にあたること。		13	1	6	2	(2) 道路工事は一般の交通流と対面して工事が行われることが多いので、その際の作業箇所には必ず交通誘導警備員、保安要員を配置し、現場内の安全を図るとともに、車両の誘導並びに事故防止にあたること。	

13	1	6	4	(4) 工事施工前に工事案内標識を設置し、一般通行車両及び歩行者に対して広報を十分に行うこと。	国道利第37号, 国道国防第205号 (H18.3.31) 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について	13	1	6	4	(4) 工事施工前に工事案内標識を設置し、一般通行車両及び歩行者に対して広報を十分に行うこと。	国道利第37号・国道国防第205号 (H18.3.31) 国道利第38号・国道国防第206号 (H18.3.31)
13	2			第2節 交通保安施設		13	2			第2節 交通保安施設	
13	2	1		1. 道路標識等		13	2	1		1. 道路標識等	
13	2	1	1	(1) 工事による交通の危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討すること	公災防(土)17 「道路工事保安施設設置基準(案)」 (H18.3.31)道路局路政課国道・防災課	13	2	1	1	(1) 工事による交通の危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討すること	公災防(土)23 国道利第37号・国道国防第205号 (H18.3.31) 国道利第38号・国道国防第206号 (H18.3.31)
13	2	2		2. 保安灯	国道利第37号、国道国防第205号 (H18.3.31) 公災防(土)18	13	2	2		2. 保安灯	国道利第37号・国道国防第205号 (H18.3.31) 国道利第38号・国道国防第206号 (H18.3.31) 公災防(土)24
13	2	3		3. 交通量の特に多い道路での保安施設		13	2	3		3. 交通量の特に多い道路での保安施設	
13	2	3	1	(1) 現場の交通流に対面する場所に工事中を示す標識板を設置すること。	道発第558(S) 37.12.27) 公災防(土)19	13	2	3	1	(1) 現場の交通流に対面する場所に工事中を示す標識板を設置すること。	道発第558号 (S37.12.27) 公災防(土)24
13	2	3	2	(2) 夜間においては、必要に応じて200m前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色注意灯を標識板の近くに設置すること。	道発第558(S) 37.12.27) 公災防(土)19	13	2	3	2	(2) 夜間においては、必要に応じて200m前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色注意灯を標識板の近くに設置すること。	道発第558号 (S37.12.27) 公災防(土)24
13	2	3	3	(3) 工事予告板は50mから500mの間の路側又は中央帯の視認しやすい箇所に設置すること。また、交通規制の方法及び周辺の通路状況等に応じて、更に手前から工事予告板を設置することについても考慮すること。	公災防(土)19 国道利第37号, 国道国防第205号 (H18.3.31)	13	2	3	3	(3) 工事予告板は50mから500mの間の路側又は中央帯の視認しやすい箇所に設置すること。また、交通規制の方法及び周辺の通路状況等に応じて、更に手前から工事予告板を設置することについても考慮すること。	公災防(土)24 国道利第37号・国道国防第205号 (H18.3.31)
13	2	4		4. 現場付近における交通の誘導	道発第372(S) 37.8.30) 公災防(土)20	13	2	4		4. 現場付近における交通の誘導	国道利第37号・国道国防第205号 (H18.3.31) 公災防(土)24
13	2	4	1	(1) 現場への出入口、規制区間の主要箇所には、必要に応じた交通誘導員を配置し、道路標識、保安灯、カラーコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないように努めること。		13	2	4	1	(1) 現場への出入口、規制区間の主要箇所には、必要に応じた交通誘導警備員を配置し、道路標識、工事表示板、保安灯、カラーコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないように努めること。	
13	2	4	2	(2) 交通誘導員は、進入車両が余裕をもって方向変換できる位置から視認可能な場所で、保安施設内において誘導すること。		13	2	4	2	(2) 交通誘導警備員は、進入車両が余裕をもって方向変換できる位置から視認可能な場所で、保安施設内において誘導すること。	
13	2	5		5. 迂回路	国道利第37号, 国道国防第205号 (H18.3.31) 公災防(土)21	13	2	5		5. 迂回路	国道利第37号・国道国防第205号 (H18.3.31) 公災防(土)25
13	2	5	0	1 一般の交通を迂回させる場合は、所轄の警察署長の指示に従い案内標識板等を設置すること。		13	2	5	0	1 一般の交通を迂回させる場合は、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従い案内標識板等を設置すること。	
13	3			第3節 道路舗装		13	3			第3節 道路舗装	
13	4			第4節 維持修繕工事		13	4			第4節 維持修繕工事	
13	4	1		1. 保安施設等の設置及び管理		13	4	1		1. 保安施設等の設置及び管理	

13	4	1	2	(2) 作業箇所には、交通誘導員を配置すること。		13	4	1	2	(2) 作業箇所には、交通誘導警備員を配置すること。	
13	4	2		2. 舗装、オーバーレイ、目地シール工事等		13	4	2		2. 舗装、オーバーレイ、目地シール工事等	
13	4	2	2	(2) 交通誘導員の服装は特に目立つもの（反射するもの）とし、吹笛を用い、夜間は赤色の大型懐中電灯の他に必要に応じトランシーバーを用いる等により適切な誘導ができるようにすること。		13	4	2	2	(2) 交通誘導警備員の服装は特に目立つもの（反射するもの）とし、吹笛を用い、夜間は赤色の大型懐中電灯の他に必要に応じトランシーバーを用いる等によって適切な誘導ができるようにすること。	
13	4	2	3	(3) 車道部における保安施設の設置及び撤去作業は、特に危険が伴うので、交通誘導員との協同作業にて行うこと。		13	4	2	3	(3) 車道部における保安施設の設置及び撤去作業は、特に危険が伴うので、交通誘導警備員との協同作業によって行うこと。	
13	4	2	7	(7) 作業待機車は、工事標識、交通誘導員の見通しを妨げない位置とすること。		13	4	2	7	(7) 作業待機車は、工事標識、交通誘導警備員の見通しを妨げない位置とすること。	
13	4	4	1	(1) 交通誘導員を配置するとともに、ラインマーカー等の作業は先導車と作業車の間に入れて行うこと。		13	4	4	1	(1) 交通誘導警備員を配置するとともに、ラインマーカー等の作業は先導車と作業車の間に入れて行うこと。	
13	5			第5節 道路除雪		13	5			第5節 道路除雪	
13	5	1		1. 除雪計画と準備		13	5	1		1. 除雪計画と準備	
13	5	1	4	(4) 排雪作業では、道路条件、交通量等により、交通制限の必要を生ずるため、道路管理者と関係機関の協議に基づき、交通誘導員を配置して、安全な運行を確保すること。		13	5	1	4	(4) 排雪作業では、道路条件、交通量等によって、交通制限の必要を生ずるため、道路管理者と関係機関の協議に基づき、交通誘導警備員を配置して、安全な運行を確保すること。	
14				第14章 橋梁工事（架設工事）		14				第14章 橋梁工事（架設工事）	
14	1			第1節 一般事項		14	1			第1節 一般事項	
14	1	2	0	1 第5章1節1.2.に準ずること。		14	1	2	0	1 第5章1節1.及び2.に準ずること。	
14	3			第3節 鋼橋架設作業		14	3			第3節 鋼橋架設作業	
15				第15章 山岳トンネル工事		15				第15章 山岳トンネル工事	
15	1			第1節 一般事項		15	1			第1節 一般事項	
15	1	4		4. 事前調査における留意事項		15	1	4		4. 事前調査における留意事項	
15	1	4	1	(1) 複雑な地質構造や高い地下水位などの現場条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	福岡地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する委員会安衛則379 山岳トンネル工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン（案）	15	1	4	1	(1) 複雑な地質構造や高い地下水位などの現場条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	福岡地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する委員会報告書 安衛則379 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（案）厚生労働省通達基発0118第1号 (H30.1.18)
15	1	4	2	(2) 施工の安全に重大な影響を及ぼす地山条件が予測される場合は、接近した地点から調査ボーリング等を行って状態を確認すること。		15	1	4	2	(2) 施工の安全に重大な影響を及ぼす地山条件が予測される場合は、接近した地点から調査ボーリング等を行って状態を確認すること。	
15	1	5		5. 施工計画		15	1	5		5. 施工計画	
15	1	5	3	(3) 肌落ち防止計画を策定すること。以下の事項を含むこと。	山岳トンネル工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン	15	1	5	3	(3) 肌落ち防止計画を策定すること。以下の事項を含むこと。	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0118第1号 (H30.1.18)
15	1	6		6. 資格者の選任		15	1	6		6. 資格者の選任	

15	1	6	3	(3) 呼吸用保護具の適正な着用、取扱い方法等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行う「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者の資格を有する者その他労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。	厚生労働省通達基発第0226006号（H20.2.26）	15	1	6	3	(3) 呼吸用保護具の適正な着用、取扱い方法等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行う「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者の資格を有する者その他労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。	労働省通達基発第768号の2（H12.12.26） 厚生労働省通達基発第0226006号（H20.2.26） 基発0329第28号（H23.3.29） 基発0621第32号（H29.6.21）
15	1	8	2	8. 山岳トンネル工事における現場管理 (2) 切羽への労働者の立入を原則として禁止し、真に必要な場合はのみ立ち入らせるようにすること。また切羽における作業はできる限り機械等で行うようにすること。	山岳トンネル工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン 安衛則151の3, 155, 190	15	1	8	2	8. 山岳トンネル工事における現場管理 (2) 切羽への労働者の立入を原則として禁止し、真に必要な場合はのみ立ち入らせるようにすること。また切羽における作業はできる限り機械等で行うようにすること。	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0118第1号（H30.1.18） 安衛則151の3, 155, 190
15	1	8	6	(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。	安衛則43, 44, 45 じん肺法7, 8, 9	15	1	8	6	(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。 また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。	安衛則43, 44, 45 じん肺法7, 8, 9 参考HP https://www.kensaibou.or.jp/support/tunnel_system_info/employer.html
15	3			第3節 作業環境保全		15	3			第3節 作業環境保全	
15	3	1	2	(2) 作業員が休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合には、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置することが望ましいこと。	労働省通達基発768号（H12.12.26）	15	3	1	2	(2) 作業員が休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合には、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置することが望ましいこと。	労働省通達基発第768号の2（H12.12.26）
15	3	5		5. 騒音・振動対策		15	3	5		5. 騒音・振動対策	
15	3	5	2	(2) 手持ち式さく岩機、ピックハンマ等の振動工具を用いる場合は、防振装置（防振ゴム）が施されているものを使用し、かつ防振手袋を併用すること。	労働省通達基発第608号（S50.10.20）	15	3	5	2	(2) 手持ち式さく岩機、ピックハンマ等の振動工具を用いる場合は、防振装置（防振ゴム）が施されているものを使用し、かつ防振手袋を併用すること。	厚生労働省通達基発0710第2号（H21.7.10）
15	4			第4節 粉じん対策		15	4			第4節 粉じん対策	
15	4	1		1. 施工計画における留意事項		15	4	1		1. 施工計画における留意事項	
15	4	1	1	(1) 坑内（たて坑を除く。）で粉じん作業（掘削、ずり積み、ロックボルトの取付け、コンクリート等吹付け等をいう。以下同じ。）を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。	労働省通達基発第768号（H12.12.26） 厚生労働省通達基発第0226006号（H20.2.26）	15	4	1	1	(1) 坑内（たて坑を除く。）で粉じん作業（掘削、ずり積み、ロックボルトの取付け、コンクリート等吹付け等をいう。以下同じ。）を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。	労働省通達基発第768号の2（H12.12.26） 厚生労働省通達基発第0226006号（H20.2.26）
15	4	2		2. 粉じん発生源対策		15	4	2		2. 粉じん発生源対策	
15	4	2	1	(1) せん孔を行う作業にあつては、くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。	労働省通達基発第768号（H12.12.26）	15	4	2	1	(1) せん孔を行う作業にあつては、くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。	労働省通達基発第768号の2（H12.12.26）
15	4	3		3. 換気		15	4	3		3. 換気	

15	4	3	1	(1) 換気装置等の計画にあたっては、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m ³ 以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、3mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、3mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。	労働省通達基発第768号（H12.12.26） 厚生労働省通達基発第0226006号（H20.2.26）	15	4	3	1	(1) 換気装置等の計画にあたっては、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m ³ 以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、3mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、3mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。	労働省通達基発第768号の2（H12.12.26） 厚生労働省通達基発第0226006号（H20.2.26） 基発0621第32号（H29.6.21）
15	4	4		4. 粉じん濃度等の測定及び評価	労働省通達基発第768号（H12.12.26） 粉じん則6の3	15	4	4		4. 粉じん濃度等の測定及び評価	労働省通達基発第768号の2（H12.12.26） 厚生労働省通達基発0621第32号（H29.6.21） 粉じん則6の3
15	4	5		5. 呼吸用保護具		15	4	5		5. 呼吸用保護具	
15	4	5	1	(1) 粉じん作業が坑内で行われているときは、坑内の作業に従事するすべての作業員に防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させること。なお、作業の内容及び強度を考慮し、呼吸用保護具の重量、吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選択すること。	労働省通達基発第768号（H12.12.26）	15	4	5	1	(1) 粉じん作業が坑内で行われているときは、坑内の作業に従事するすべての作業員に防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させること。なお、作業の内容及び強度を考慮し、呼吸用保護具の重量、吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選択すること。	労働省通達基発第768号の2（H12.12.26）
15	4	6		6. 教育		15	4	6		6. 教育	
15	4	6	1	(1) 坑内の特定粉じん作業に従事する作業員に対し、粉じん障害防止規則に基づく特別教育を行うこと。これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。なお、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する作業員についても、特別教育に準じた教育を実施すること。	労働省通達基発第768号（H12.12.26）	15	4	6	1	(1) 坑内の特定粉じん作業に従事する作業員に対し、粉じん障害防止規則に基づく特別教育を行うこと。これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。なお、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する作業員についても、特別教育に準じた教育を実施すること。	労働省通達基発第768号の2（H12.12.26）
15	7			第7節 可燃性ガス対策		15	7			第7節 可燃性ガス対策	
15	7	1		1. 事前調査における留意事項	官技発329（S）53.7.26）	15	7	1		1. 事前調査における留意事項	官技発第329号（S53.7.26）
15	7	2		2. 工事中の調査・観察	官技発329（S）53.7.26）	15	7	2		2. 工事中の調査・観察	官技発第329号（S53.7.26）
15	7	2	3	(3) 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、爆発・火災防止のため、可燃性ガスの濃度を測定する責任者を指名し、毎日作業を開始する前、中震以上の地震の後及び可燃性ガスに関し異常を認めたととき、可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録し保存すること。	安衛則382の2	15	7	2	3	(3) 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、爆発・火災防止のため、可燃性ガスの濃度を測定する責任者を指名し、毎日作業を開始する前、震度4以上の地震の後及び可燃性ガスに関し異常を認めたととき、可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録し保存すること。	安衛則382の2
15	7	3		3. 施工計画における留意事項		15	7	3		3. 施工計画における留意事項	
15	7	3	3	(3) 可燃性ガスの存在するトンネルでは、可燃性ガスの濃度に応じた作業内規を定め、施工計画書に記載すること。	官技発329（S）53.7.26）	15	7	3	3	(3) 可燃性ガスの存在するトンネルでは、可燃性ガスの濃度に応じた作業内規を定め、施工計画書に記載すること。	官技発第329号（S53.7.26）
15	7	4		4. 可燃性ガスの処理	官技発329（S）53.7.26） 安衛則389の2の2	15	7	4		4. 可燃性ガスの処理	官技発第329号（S53.7.26） 安衛則389の2の2
15	7	5		5. 換気	官技発329（S）53.7.26）	15	7	5		5. 換気	官技発第329号（S53.7.26）
15	7	6		6. 警報装置		15	7	6		6. 警報装置	
15	7	6	1 1	(1) ガス爆発等の非常の場合に、関係作業員に速やかに知らせるために、次の警報装置等を設置し、周知させること。	官技発329（S）53.7.26） 安衛則389の9	15	7	6	1 1	(1) ガス爆発等の非常の場合に、関係作業員に速やかに知らせるために、次の警報装置等を設置し、周知させること。	官技発第329号（S53.7.26） 安衛則389の9
15	7	7		7. 火源対策		15	7	7		7. 火源対策	

15	7	7	1	(1) 可燃性ガスが存在し危険な濃度に達する可能性のある場合は、使用する電気設備機器は防爆構造のものを使用すること。	官技発329 (S53.7.26)	15	7	7	1	(1) 可燃性ガスが存在し危険な濃度に達する可能性のある場合は、使用する電気設備機器は防爆構造のものを使用すること。	官技発第329号 (S53.7.26)
15	7	8		8. 緊急の措置	官技発 (S53.7.26) 安衛則389の8	15	7	8		8. 緊急の措置	官技発第329号 (S53.7.26) 安衛則389の8
15	7	9		9. 避難用器具		15	7	9		9. 避難用器具	
15	7	9	1	(1) 自動電源遮断装置を設けた場合は停電に対処するため、入坑者には携帯用安全電灯を携帯させること。	官技発329 (S53.7.26) 安衛則389の10	15	7	9	1	(1) 自動電源遮断装置を設けた場合は停電に対処するため、入坑者には携帯用安全電灯を携帯させること。	官技発第329号 (S53.7.26) 安衛則389の10
15	7	10		10. 教育及び救護の措置	官技発329 (S53.7.26)	15	7	10		10. 教育及び救護の措置	官技発第329号 (S53.7.26)
15	8			第8節 掘削工		15	8			第8節 掘削工	
15	8	1		1. 坑口掘削	安衛則385.56	15	8	1		1. 坑口掘削	安衛則385
15	8	2		2. 肌落ち防止計画の実施および変更	山岳トンネルの工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン	15	8	2		2. 肌落ち防止計画の実施および変更	厚生労働省通達基発0118第1号 (H30.1.18)
15	8	3		3. 切羽監視責任者の選任等	山岳トンネルの工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン	15	8	3		3. 切羽監視責任者の選任等	厚生労働省通達基発0118第1号 (H30.1.18)
15	8	4		4. 坑内掘削		15	8	4		4. 坑内掘削	
15	8	4	1	(1) 毎作業日と中震以上の地震の後及び発破後に、それぞれ浮石や亀裂、湧水等の状況を点検させること。	安衛則382	15	8	4	1	(1) 毎作業日と震度4以上の地震の後及び発破後に、それぞれ浮石や亀裂、湧水等の状況を点検させること。	安衛則382
15	8	4	5	(5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。	山岳トンネルの工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン	15	8	4	5	(5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。	厚生労働省通達基発0118第1号 (H30.1.18)
15	10			第10節 支保工		15	10			第10節 支保工	
15	10	1		1. 一般的事項		15	10	1		1. 一般的事項	
15	10	1	3	(3) 点検者を定め、毎作業日及び中震以上の地震の後、部材の異常、脚部の沈下の有無について点検し、常に危険のないように補修すること。	安衛則396	15	10	1	3	(3) 点検者を定め、毎作業日及び震度4以上の地震の後、部材の異常、脚部の沈下の有無について点検し、常に危険のないように補修すること。	安衛則396
15	10	2	3	(3) 支保工を建込む時には、落盤・肌落ちの点検、浮石の除去、当り取り等を行った後、落石等に注意しながら作業し、必要により監視員を配置すること。	安衛則384 安衛則394	15	10	2	3	(3) 支保工を建込む時には、落盤・肌落ちの点検、浮石の除去、当り取り等を行った後、落石等に注意しながら作業し、必要により監視員を配置すること。	安衛則384
16				第16章 シールド・推進工事		16				第16章 シールド・推進工事	
16	1			第1節 一般事項		16	1			第1節 一般事項	
16	1	2		2. 工事内容の把握		16	1	2		2. 工事内容の把握	
16	1	2	0	第5章1節1.2.に準ずること。		16	1	2	0	第5章1節1.及び2.に準ずること。	
16	1	4		4. 事前調査における留意事項	安衛則379 シールド工事の安全向上に関する提言	16	1	4		4. 事前調査における留意事項	安衛則379 シールド工事の安全向上に関する提言 (シールドトンネル技術安全向上協会報告書)
16	1	8		8. 施工計画における留意事項		16	1	8		8. 施工計画における留意事項	

16	1	8	3	(3) 施工中は掘進線の偏差、漏水、地盤からの有害・可燃性ガスの流入、施工したセグメントの状態等を継続的にモニタリングし、セグメントのひび割れ、継手の損傷、漏水、掘進線の蛇行等の非常事象が断続的に発生する場合は、施工計画を見直し、必要な措置を講ずること。	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン	16	1	8	3	(3) 施工中は掘進線の偏差、漏水、地盤からの有害・可燃性ガスの流入、施工したセグメントの状態等を継続的にモニタリングし、セグメントのひび割れ、継手の損傷、漏水、掘進線の蛇行等の非常事象が断続的に発生する場合は、施工計画を見直し、必要な措置を講ずること。	厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)
16	1	10		10. 避難	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン	16	1	10		10. 避難	厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)
16	4			第4節 シールド工事		16	4			第4節 シールド工事	
16	4	3		3. 線形管理	シールド工事の安全向上に関する提言	16	4	3		3. 線形管理	シールド工事の安全向上に関する提言（シールドトンネル技術安全向上協議会報告書）
16	4	4		4. 掘進管理		16	4	4		4. 掘進管理	
16	4	4	2	(2) シールドマシンによる掘進は、適正な切羽圧力を保持しながら、マシンの姿勢、方向、排土量等を総合的に管理しながら行うこと。	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン	16	4	4	2	(2) シールドマシンによる掘進は、適正な切羽圧力を保持しながら、マシンの姿勢、方向、排土量等を総合的に管理しながら行うこと。	厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)
16	4	5		5. セグメント組み立て		16	4	5		5. セグメント組み立て	
16	4	5	2	(2) セグメントの組立ては、シールドの推進後、すみやかにかつ正確、堅固に組立てること。特にシール材やボルト等は所定の強度のものを使用すること。	シールド工事の安全向上に関する提言	16	4	5	2	(2) セグメントの組立ては、シールドの推進後、すみやかにかつ正確、堅固に組立てること。特にシール材やボルト等は所定の強度のものを使用すること。	シールド工事の安全向上に関する提言（シールドトンネル技術安全向上協議会報告書）
16	4	5	3	(3) セグメントに締結力のない継手を採用する場合は、形状の保持に努め、とくに漏水等の原因となる継手の目開きや目違いが生じないように配慮すること。	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン	16	4	5	3	(3) セグメントに締結力のない継手を採用する場合は、形状の保持に努め、とくに漏水等の原因となる継手の目開きや目違いが生じないように配慮すること。	厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)
16	4	5	4	(4) ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にKセグメントの挿入時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの開放パターンは組立中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。	シールド工事の安全向上に関する提言	16	4	5	4	(4) ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にKセグメントの挿入時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの開放パターンは組立中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。	シールド工事の安全向上に関する提言（シールドトンネル技術安全向上協議会報告書）
16	4	6		6. 裏込め注入		16	4	6		6. 裏込め注入	
16	4	6	2	(2) セグメントを早期に安定させるように、テールボイドへの確実な充填をすみやかに実施すること。また、裏込め注入工の施工管理は、注入圧と注入量で行うこと。	シールド工事の安全向上に関する提言	16	4	6	2	(2) セグメントを早期に安定させるように、テールボイドへの確実な充填をすみやかに実施すること。また、裏込め注入工の施工管理は、注入圧と注入量で行うこと。	シールド工事の安全向上に関する提言（シールドトンネル技術安全向上協議会報告書）
16	4	7		7. シールドトンネルの浮上がり	シールド工事の安全向上に関する提言	16	4	7		7. シールドトンネルの浮上がり	シールド工事の安全向上に関する提言（シールドトンネル技術安全向上協議会報告書）
16	4	8		8. 切羽圧力の管理	シールド工事の安全向上に関する提言	16	4	8		8. 切羽圧力の管理	シールド工事の安全向上に関する提言（シールドトンネル技術安全向上協議会報告書）

16	4	9	9. テールグリスの管理	シールド工事の安全向上に関する提言	16	4	9	9. テールグリスの管理	シールド工事の安全向上に関する提言 (シールドトンネル技術安全向上協議会報告書)
16	4	10	10. 排土量管理	シールド工事の安全向上に関する提言	16	4	10	10. 排土量管理	シールド工事の安全向上に関する提言 (シールドトンネル技術安全向上協議会報告書)
16	4	11	11. シールドの姿勢制御	シールド工事の安全向上に関する提言	16	4	11	11. シールドの姿勢制御	シールド工事の安全向上に関する提言 (シールドトンネル技術安全向上協議会報告書)
16	4	13	13. 施工管理全般	シールド工事の安全向上に関する提言	16	4	13	13. 施工管理全般	シールド工事の安全向上に関する提言 (シールドトンネル技術安全向上協議会報告書)
17			第17章 河川及び海岸工事		17			第17章 河川及び海岸工事	
17	1	2	2. 工事内容の把握		17	1	2	2. 工事内容の把握	
17	1	2	(1) 第5章1節1.2.に準ずること。		17	1	2	(1) 第5章1節1.及び2.に準ずること。	
17	4		第4節 作業船及び台船作業		17	4		第4節 作業船及び台船作業	
17	4	1	1. 人員の水上輸送		17	4	1	1. 人員の水上輸送	
17	4	1	(2) 予想される輸送人員、気象、海象、その他の条件に対して余裕のある大きさで、十分な強度を有し、最大潮流の速さよりも速い速度、安全性のある通船を選定すること。		17	4	1	(2) 予想される輸送人員、気象、海象、その他の条件に対して余裕のある大きさで、十分な強度を有し、最大潮流よりも速い速く、安全性のある通船を選定すること。	
17	4	5	5. 舷外作業		17	4	5	5. 舷外作業	
17	4	5	(1) 舷外作業の作業員は、安全帯又は作業用救命衣を着用し、作業を行うこと。	船安衛則16.52	17	4	5	(1) 舷外作業の作業員は、安全ベルト又は作業用救命衣を着用し、作業を行うこと。	船安衛則16.52
17	4	8	8. 地盤改良作業		17	4	8	8. 地盤改良作業	
17	4	8	(4) 高所作業、及び動揺時の作業では安全帯を使用すること。		17	4	8	(4) 高所作業、及び動揺時の作業では安全ベルトを使用すること。	船安衛則51
17	4	10	10. 水中発破作業		17	4	10	10. 水中発破作業	
17	4	10	(4) 船舶への積載及び輸送においては、積荷場所は操船室、居住室等から離れた場所を選定し、消防設備を準備しておくとともに、他の貨物と同時に荷役しないこと。	危険物船舶運送及び貯蔵規則21 危険物船舶運送及び貯蔵規則37	17	4	10	(4) 船舶への積載及び輸送においては、積荷場所は操船室、居住室等から離れた場所を選定し、消防設備を準備しておくとともに、他の貨物と同時に荷役しないこと。	危険則21,37
18			第18章 ダム工事		18			第18章 ダム工事	
18	1		第1節 一般事項		18	1		第1節 一般事項	
18	1	1	1. 工事内容		18	1	1	1. 工事内容	
18	1	1	第5章1節1.2.に準ずること。		18	1	1	第5章1節1.及び2.に準ずること。	
18	4		第4節 堤体コンクリート工事		18	4		第4節 堤体コンクリート工事	
18	4	1	1. コンクリート関連作業		18	4	1	1. コンクリート関連作業	
18	4	1	(3) 高所における不安定な姿勢による作業では、安全帯を用いること。		18	4	1	(3) 高所における不安定な姿勢による作業では、要求性能墜落制止用器具を用いること。	
19			第19章 構造物の取りこわし工事		19			第19章 構造物の取りこわし工事	

19	1			第1節 第1節一般事項		19	1			第1節 第1節一般事項	
19	1	1		1. 工事内容の把握		19	1	1		1. 工事内容の把握	
19	1	1	1	(1) 第5章1節1.2.に準ずること。		19	1	1	1	(1) 第5章1節1.及び2.に準ずること。	
19	1	3		3. 事前調査における留意事項		19	1	3		3. 事前調査における留意事項	
19	1	3	6	(6) 建設副産物の受入れ場所、再利用のための再資源化施設の状況（コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等）、運搬ルートの調査を行うこと。	建設省経建発第3号（H5.1.12）	19	1	3	6	(6) 建設副産物の受入れ場所、再利用のための再資源化施設の状況（コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等）、運搬ルートの調査を行うこと。	建設省経建発第3号（H5.1.12）